

**基盤的サービス維持計画の実施状況（2026年3月期）及び
不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果
（2025年10月～2026年3月）について**

2026年7月31日

- 第 1 章 基盤的サービス提供の維持と不当な不利益の防止に向けた取組
 - Ⅰ 基盤的サービス提供の維持と不当な不利益発生の防止
 - Ⅱ 不当な不利益の防止に向けた取組方針
 - Ⅲ 不当な不利益の防止のための実施体制と方策

- 第 2 章 基盤的サービス提供の維持に向けた施策等の実施状況
 - Ⅰ 基盤的サービスの事業の改善に向けた施策の実施状況
 - Ⅱ 基盤的サービスに係る収支の状況
 - Ⅲ 事業の改善及び基盤的サービスの提供の維持に係るKPIの達成状況

- 第 3 章 不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果
 - Ⅰ 融資条件（金利・保証等）の適切性・合理性に関するモニタリング
 - Ⅱ 店舗網の維持に関するモニタリング
 - Ⅲ 相談窓口に寄せられた相談等の内容
 - Ⅳ 実効性評価のための審議の実施状況

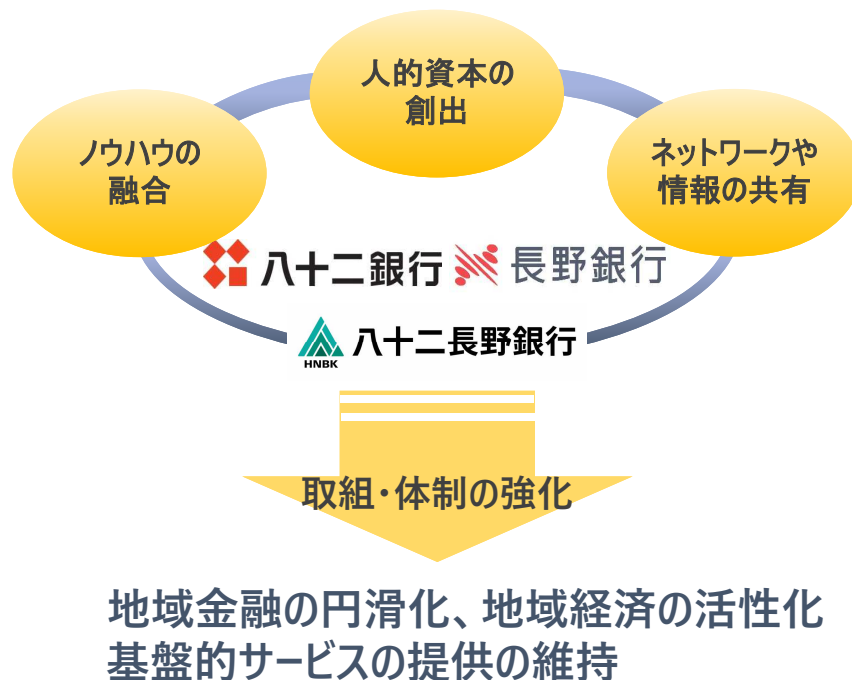
第1章

基盤的サービス提供の維持と
不当な不利益の防止に向けた取組

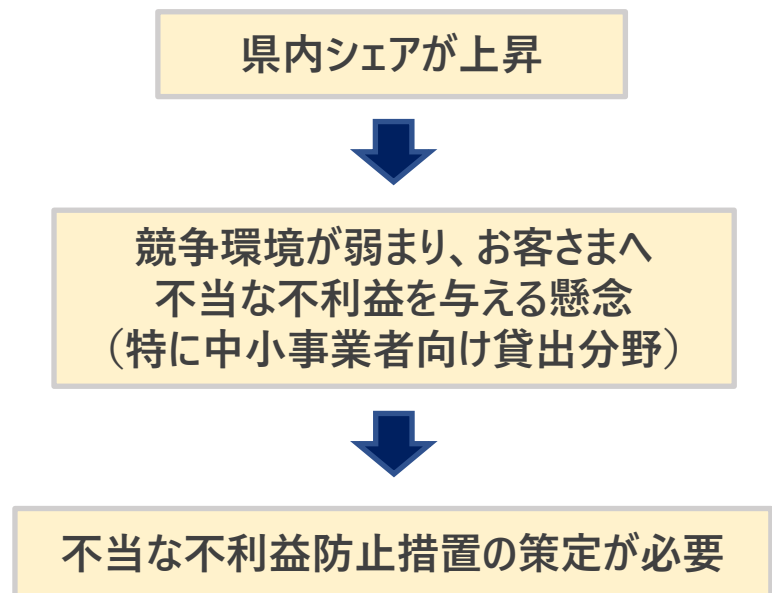
- 八十二長野銀行は、旧八十二銀行と旧長野銀行が培ってきたノウハウを融合し、それぞれが保有していたネットワークや情報を共有することで各種取組を強化し、中小規模の事業者や地域社会により一層貢献できる体制を構築しております。
- 一方で、長野県内のシェアが上昇することでお客さまに対して不当な不利益を発生させることのないよう、次頁以降の取組を実施しております。

【経営統合・合併】

■ 基盤的サービス提供の維持



■ 不当な不利益発生防止



II 不当な不利益の防止に向けた取組方針

- 八十二長野銀行は、「不当な不利益」の定義を以下のように定め、「不当な不利益の防止に向けた取組方針」に基づき、お客さまに不当な不利益が生じることのないよう取り組んでまいります。

■ 不当な不利益の定義

経営統合に伴い生じるおそれがある、中小企業（個人事業主を含む、以下同じ）に対する、適切かつ合理的な理由のない以下の対応

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 貸出に係る審査水準厳格化 | ⑤ サービスの質の低下 |
| ② 取引の拒絶 | ⑥ 利用者の利便性の低下 |
| ③ 貸出金利の引き上げ | ⑦ その他、不当な不利益と認められる事項 |
| ④ 保証条件の悪化等融資条件の悪化 | |

■ 不当な不利益の防止に向けた取組方針

- ① 適切かつ合理的な理由なく、融資取引の拒絶はいたしません。
- ② 適切かつ合理的な理由なく、金利の引き上げ及び高い金利の設定、ならびに新たに保証人を立てることを条件とする等、不当な融資条件を提示することはいたしません。
- ③ サービスの質の向上および地域の皆さまの利便性の向上に努めてまいります。
- ④ その他、お客さまに「不当な不利益」が生じないように努めてまいります。

Ⅲ 不当な不利益の防止のための実施体制と方策

- 不当な不利益（特に長野県内の中小企業向け貸出分野では、貸し渋りや不当な貸出金利の上昇、不当な保証の取得等）が生じないよう、適正な運用に向けた実施体制を構築いたします。
- 以下の通り事前防止措置を講じるとともに、その実効性を確保するための事後的なモニタリング措置を実施いたします。

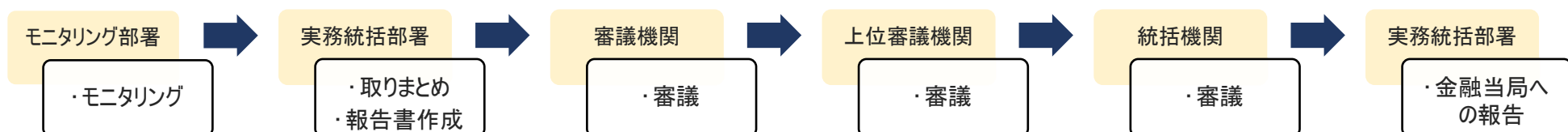
■ 不当な不利益防止に向けた実施体制

組織	実施内容
<統括機関> 取締役会	・半年毎審議 ・上位審議機関の審議を踏まえ、各防止措置の実効性を評価 ・必要に応じて改善策等を指示 ・独立社外取締役の目線で検証
<上位審議機関> 経営会議	・半年毎審議 ・上位審議機関の審議を踏まえ、各防止措置の実効性を評価
<審議機関> 融資管理委員会	・半年毎審議 ・モニタリング結果の分析・検証 ・各防止措置の実効性を評価
<実務統括部署> 企画部	・各防止措置の実施・指示 ・モニタリング結果の取りまとめ、管理、審議機関への報告
<モニタリング部署> 企画部・融資部・リスク統括部	・各防止措置のモニタリングの実施・報告 ・関係所管部もモニタリングに協力

■ 不当な不利益防止のための方策

- ① 「不当な不利益防止」に向けた体制の構築
- ② 審査水準の厳格化、不当な謝絶等防止
- ③ 融資審査時における中小企業向け貸出金利の事前確認
- ④ 融資審査時における経営者保証等の保証条件に係る事前確認
- ⑤ 長野県内の店舗統廃合に係る事前確認
- ⑥ 不当な不利益防止のための事後的なモニタリング措置
- ⑦ 需要者への不当な不利益防止措置の周知
- ⑧ 不当な不利益防止措置の実効性のモニタリング
- ⑨ 金融当局への報告
- ⑩ モニタリング状況の定期的な公表

【不当な不利益防止の実施フロー図】



第2章

基盤的サービス提供の維持に向けた施策等の実施状況

- 旧両行が培ってきたノウハウ、リレーション及び人的資本を掛け合わせることで、「地域と共に成長できる銀行」へと変革し、お客さまや地域等のステークホルダーに対しより良い価値を提供してまいります。
- 早期融和と経営統合シナジーの早期実現によって、健全な経営基盤を構築し金融仲介機能・金融サービスの強化及び事業領域の拡大を進めることで、将来にわたって基盤的サービスの提供を維持・改善してまいります。

1. 人材シナジーの発揮

- ✓ 人材シナジーの発揮に向けて、一体営業の定着化とOJTにより合併後を見据えた業務体制の整備を進めてまいりました。
- ✓ 合併後は、お客さまとの接点強化に向けた営業活動量の増加施策に取り組むことで、コンサルティング営業を展開しております。

2. トップラインシナジーの発揮

- ✓ 営業店・本部双方において旧両行一体の営業体制を早期に整えた結果、M & Aや事業承継、海外ビジネス進出支援等の新たなニーズ発掘や広範なコンサルティング提案が実現しております。
- ✓ 店舗網の最適化により創出された人材の外部派遣やグループ会社への出向派遣等を通じて、成長・新規業務分野でのノウハウ吸収を進めております。また、ストラクチャードファイナンス室の人員を増強したことで、本部運用部門の融資残高伸長につながっております。

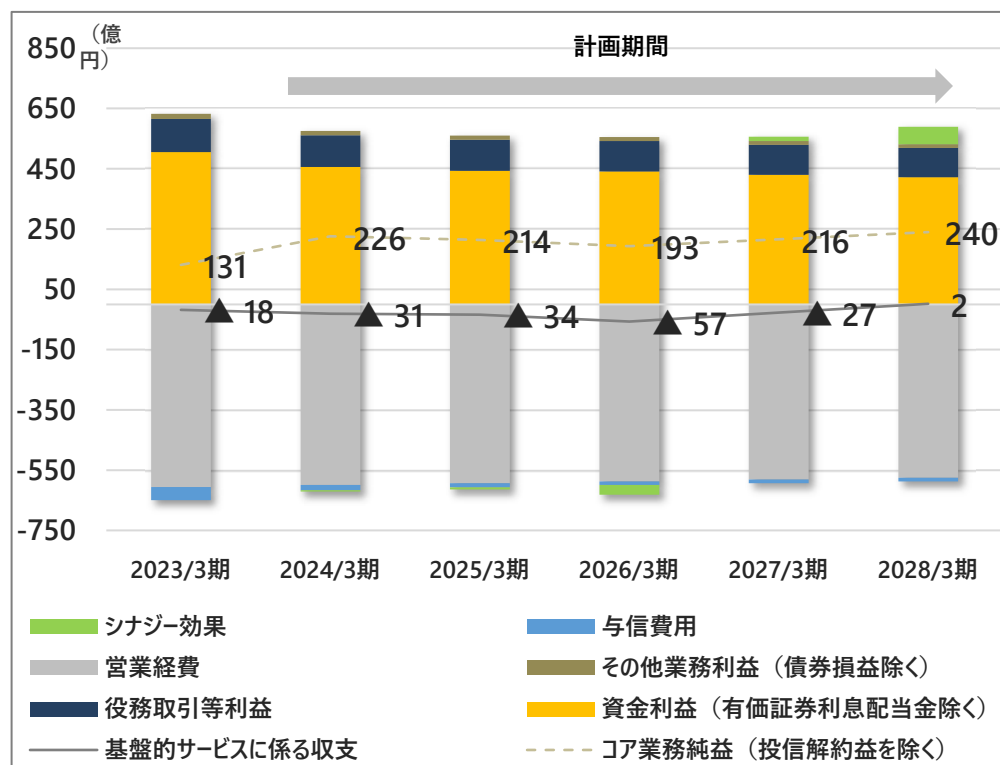
3. コストシナジーの発揮

- ✓ お客さまの利便性を維持しつつ、チャネル網の最適化を進めております。
- ✓ 店舗統廃合計画の公表時から周辺環境が大きく変化することが予想される地域においては、店舗統廃合計画の一部見直しを実施しております。
- ✓ 2026/3期は、旧長野銀行の存続5店舗のレイアウト変更工事を完了させたほか、店舗外ATMの廃止や新設工事を実施いたしました。また、旧長野銀行43店舗を廃止し旧八十二銀行店舗に統合いたしました。

II 基盤的サービスに係る収支の状況

- 基盤的サービスに係る収支は、経費支出の先行により赤字で推移いたしますが、合併が完了した2026/3期以降、プラスシナジーが本格的に発揮されるため改善に向かい、2028/3期には2億円の黒字を見込んでおります。
- 2026/3期の基盤的サービスに係る収支の実績は、主に資金利益の増加により計画を上回っております。また、シナジー効果全体の実績は、人員再配置等によるトップラインシナジー、コストプラスシナジーの発揮により、▲9億円（計画対比+24億円）と計画を上回る結果となっております。

1. 基盤的サービスに係る収支の計画



2. 基盤的サービスに係る収支の実績

	2025/3期 実績	2026/3期 計画	2026/3期 実績	前期比	計画比
[シナジー効果考慮後]基盤的金融サービスに係る収支	51	▲44	99	48	143
資金利益（有価証券利息配当金除く）	602	441	691	89	250
役務取引等利益	104	101	126	22	25
その他業務利益（債券損益除く）	17	13	17	▲0	4
営業経費	▲658	▲587	▲742	▲84	▲155
与信費用	▲14	▲12	7	21	19
上記に占めるシナジー効果 （基盤的金融サービスに係る収支の定義該当）	▲7	▲33	▲9	▲2	24
トップラインシナジー	14	13	57	43	44
コスト（プラスシナジー）	20	28	21	1	▲7
コスト（マイナスシナジー）	▲40	▲74	▲87	▲47	▲13

3. シナジー効果全体の実績

	2025/3期 実績	2026/3期 計画	2026/3期 実績	前期比	計画比
トップラインシナジー	14	13	57	43	44
コスト（プラスシナジー）	20	28	21	1	▲7
コスト（マイナスシナジー）	▲40	▲74	▲87	▲47	▲13
計	▲6	▲33	▲9	▲3	24

Ⅲ 事業の改善及び基盤的サービスの提供の維持に係るKPIの達成状況

- 当行は、お客さまの利便性に配慮した一定の店舗網を維持することで、基盤的サービスの提供を維持しております。
- また、お互いの人材・ネットワークを融合させ、取引先の経営課題を把握・共有し、各種ソリューションの提供を強化することで、取引先の課題解決・事業成長を支援しております。

1. 長野県内の店舗網の維持に関するKPI

(店)

	2025/3 期 実績	2026/3 期 実績
(合併前) 旧八十二銀行	101	—
(合併前) 旧長野銀行	42	—
(合併後) 八十二長野銀行	—	100
計	143	100

- ✓ 2026/3期は、店舗統廃合計画のとおり統廃合を実施し、合併後の長野県内店舗数（出張所や専門拠点は除く）は、100店舗となっております。
- ✓ 本KPIの達成状況は、第3章－Ⅱ「店舗網の維持に関するモニタリング」（17－22ページ）をご参照ください。

2. ソリューション提供の強化に関するKPI

単位：人、件数

両行合算	2025/3期	2026/3期			
	実績	計画	実績	前年比	計画比
①コンサルティング関連業務人材	97	110	96	▲ 1	▲ 14
②各種ソリューション提案の取組み	2,569	1,763	2,281	▲ 288	518
事業承継支援	40	28	36	▲ 4	8
M&A支援	44	35	41	▲ 3	6
創業支援（創業・第二創業）	493	400	418	▲ 75	18
海外ビジネス進出支援	315	170	335	20	165
ビジネスマッチング支援	1,677	1,130	1,451	▲ 226	321
③経営改善支援の取組み	551	420	543	▲ 8	123
経営改善計画書作成支援	148	64	168	20	104
経営改善計画のモニタリングを通じた実行支援	311	300	309	▲ 2	9
外部専門家の紹介	63	40	46	▲ 17	6
経営人材の紹介	0	2	3	3	1
事業再構築支援	2	1	3	1	2
劣後ローン導入	1	2	0	▲ 1	▲ 2
再生ファンド活用	1	1	1	0	0
面的再生支援・面的活性化支援	25	10	13	▲ 12	3

① コンサルティング関連業務人材

人員再配置により各種コンサルティング・ソリューション業務に携わる専門性を有する本部職員を増加させてまいります。今後は、戦略分野への人員配置を加速させてまいります。

② ソリューション提案の取組み

旧両行のコンサルティング機能を掛け合わせ、専門性を有する本部職員が、各種ソリューションを提供しております。
2026/3期の取組実績は2,281件、計画比＋518件となっております。

③ 経営改善支援の取組み

長野県内の経営改善・事業再生が必要なお客さまに対し、専門性を有する本部職員が、各種ソリューションを提供しております。
2026/3期の取組実績は543件、計画比＋123件となっております。

第3章

不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果

- 八十二長野銀行は融資条件の適切性・合理性の事前確認を実施しております（※）。
- また、本部によるモニタリング調査も実施しております（※）。
- （※）合併前は、旧八十二銀行、旧長野銀行それぞれ実施
- モニタリングの結果、不当な不利益と認められる謝絶、減額対応、保証取得等はありませんでした。
- 合併後、貸出金利の是正が必要な事案が1件発生しましたが、発覚後速やかに是正しており、現時点で不当な不利益の状態にある事案はありません。

■本部による悉皆でのモニタリング対象取引

- ✓ 与信取引の謝絶事案（条件変更等含む）
- ✓ 書替・条件変更等の減額対応

※定期的に対応している年度資金等の減額対応を含む

■本部による任意抽出でのモニタリング対象取引

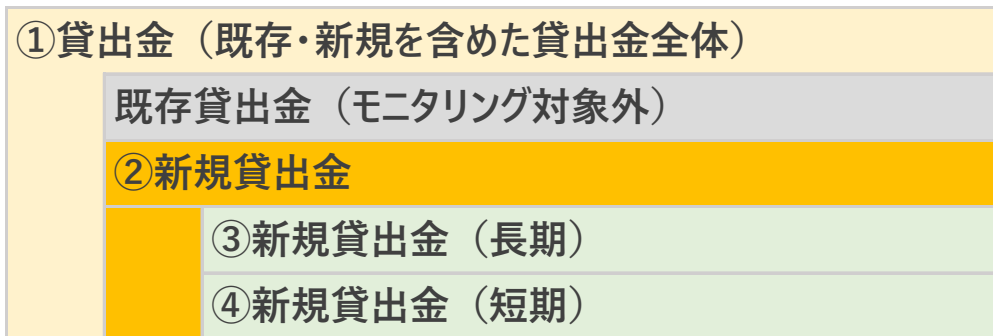
- ✓ 貸出金利水準
- ✓ 保証の新規取得、保証内容変更

17,893件（旧八十二銀行：8,294件、旧長野銀行：736件、八十二長野銀行：8,863件）の不当な不利益についての事前確認対象事案のうち、金融当局へ事前確認した水準を合理的な理由なく上回る金利にて対応した事案が1件発生いたしました。当該事案は、発覚後速やかに是正し、現時点で不当な不利益の状態にある事案はありません。

- 貸出金利において不当な不利益を発生させないよう、長野県内の中小企業のお客さまに対する貸出金の金利について、定量的にモニタリングを実施しております。
- モニタリングの結果、不当な不利益にあたるような金利の上昇はないものと判断しております。

■モニタリング対象の貸出金

八十二長野銀行では、長野県内の中小企業のお客さまに対する貸出金について、下図①～④を対象として、定量的にモニタリングを実施しております。



■モニタリング内容

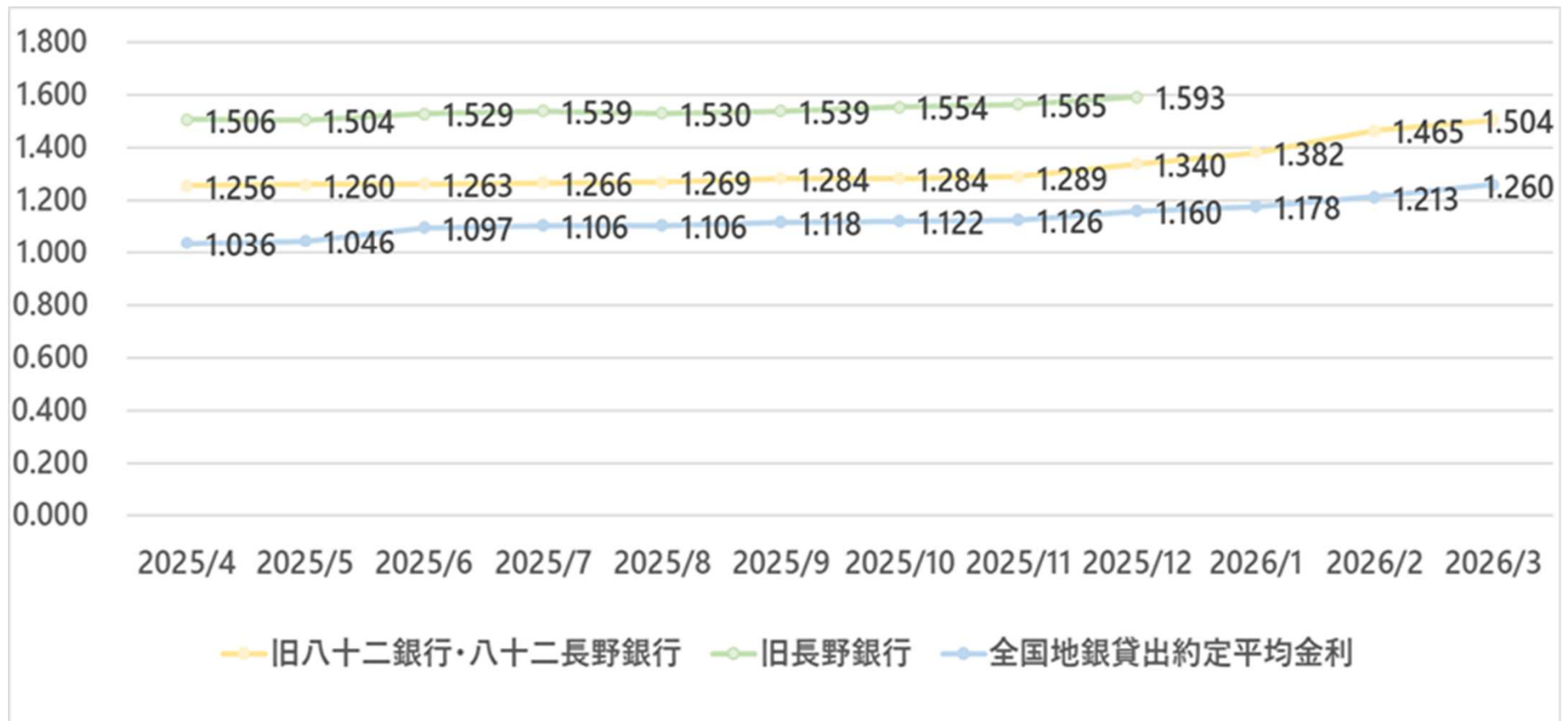
対象毎、平均金利を算出し、その推移をモニタリングしております。

■モニタリング目的

中～長期的な視点から、金利の上昇傾向がないかを検証しております。

- 長野県内の中小企業に対する貸出金全体の平均金利の定量モニタリングの結果、貸出金利は安定推移しております。

長野県内の中小企業に対する貸出金の平均金利推移（％）

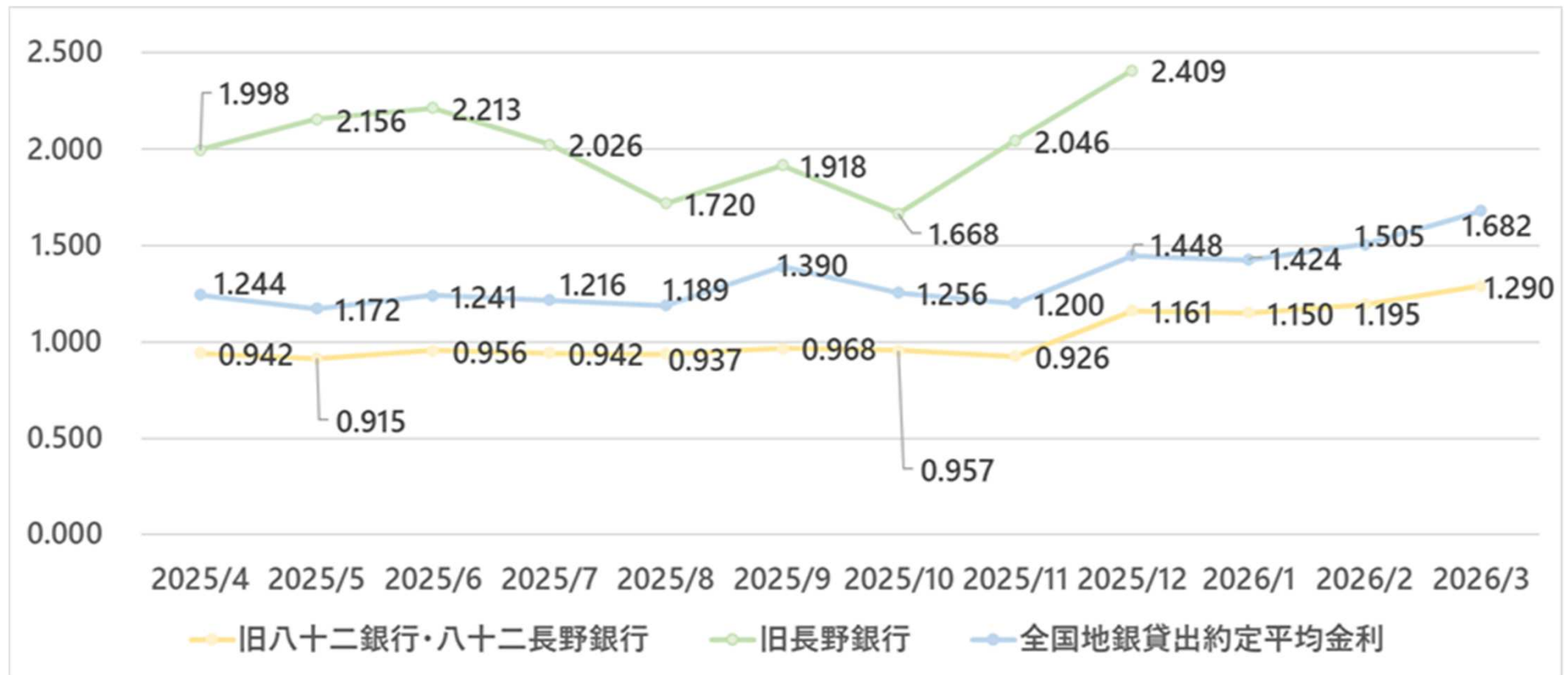


（注1）貸出金の月末残高に対する加重平均金利

（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

- 長野県内の中小企業に対する新規貸出金の平均金利の定量モニタリングの結果、旧長野銀行の平均金利が上昇しておりますが、要因を調査・分析した結果、不当な不利益を疑わせるような事象はございませんでした。

長野県内の中小企業に対する新規貸出金の平均金利推移（％）

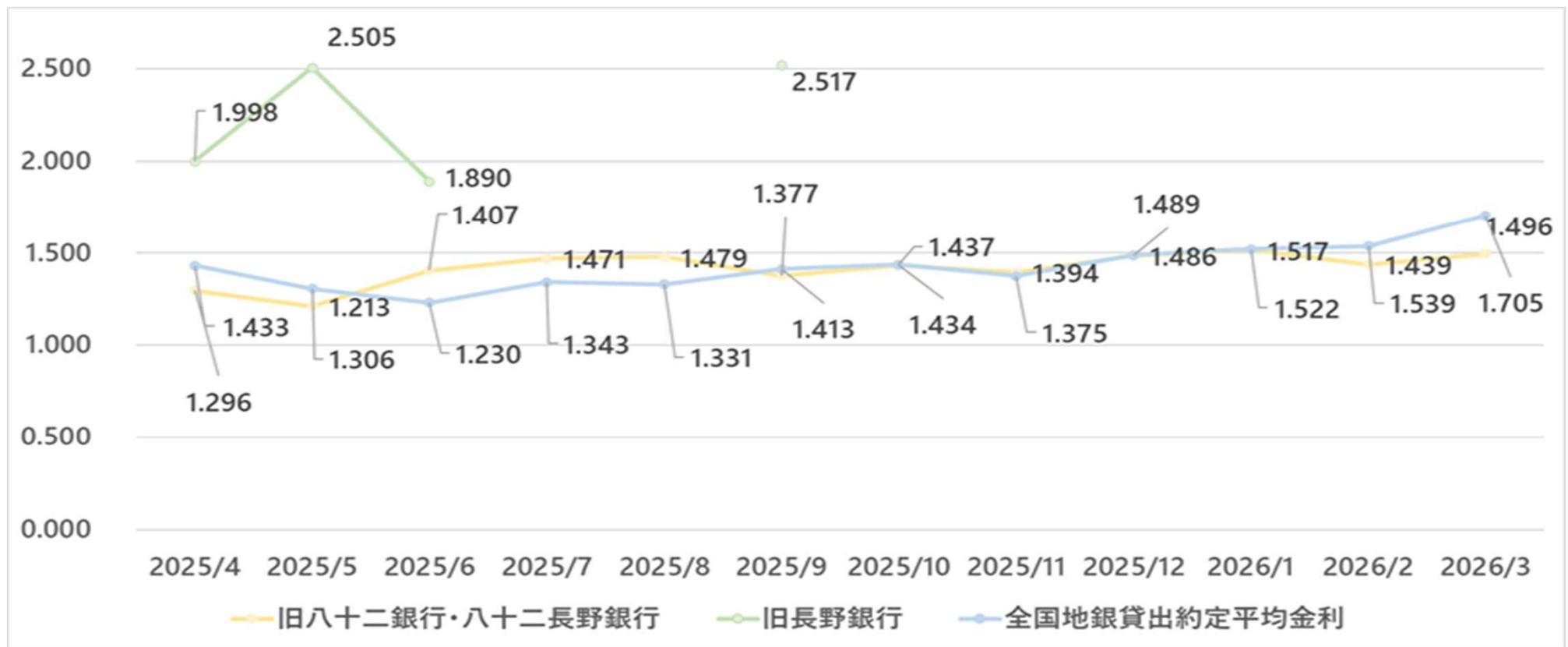


（注1）貸出金の実行金額に対する加重平均金利

（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

- 長野県内の中小企業に対する新規貸出金（長期）の平均金利の定量モニタリングの結果、旧長野銀行の平均金利が上昇しておりますが、要因を調査・分析した結果、不当な不利益を疑わせるような事象はございませんでした。
- なお、2025年7月、8、10、11、12月において、旧長野銀行では、新規貸出金（長期）の実行はございませんでした。

長野県内の中小企業に対する新規貸出金（長期）の平均金利推移（％）

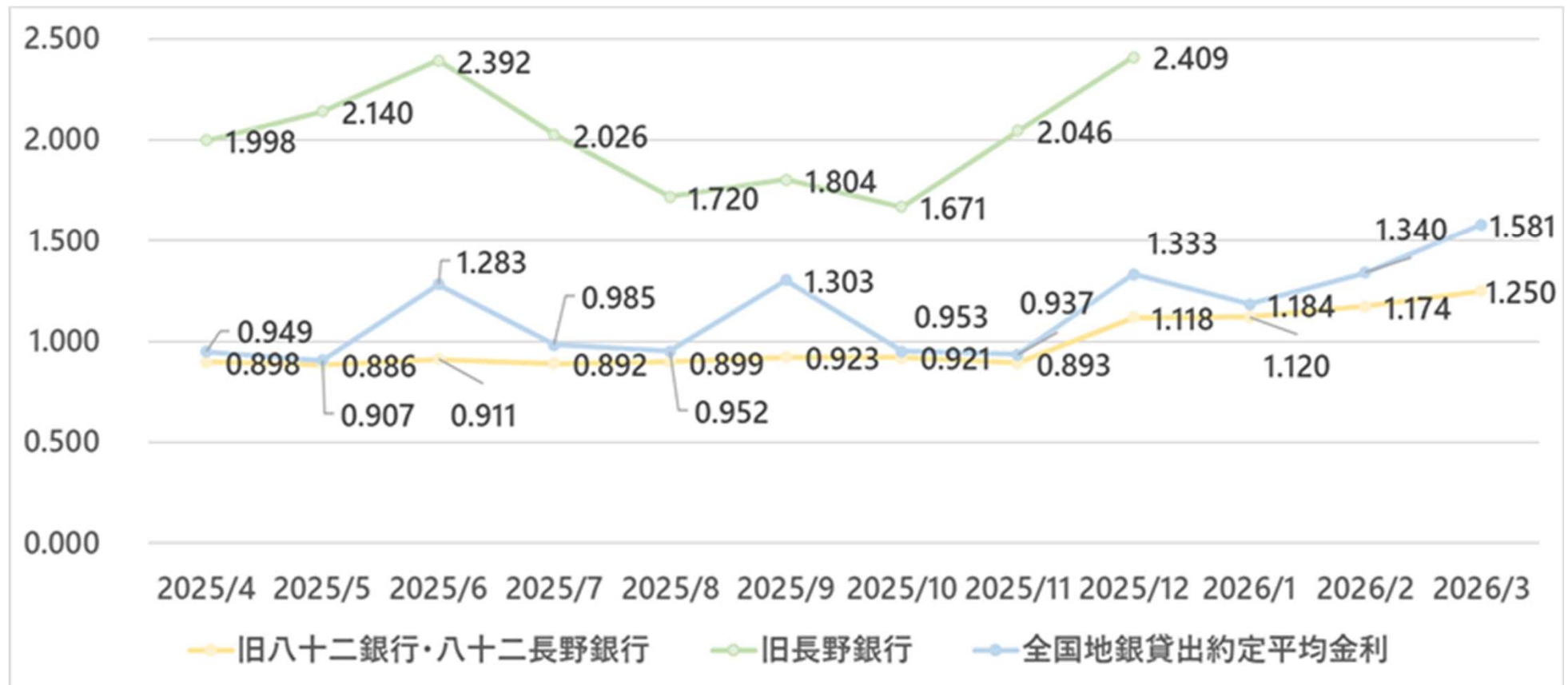


（注1）貸出金の実行金額に対する加重平均金利

（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

- 長野県内の中小企業に対する新規貸出金（短期）の平均金利の定量モニタリングの結果、旧長野銀行の平均金利が上昇しておりますが、要因を調査・分析した結果、不当な不利益を疑わせるような事象はございませんでした。

長野県内の中小企業に対する新規貸出金（短期）の平均金利推移（％）



（注1）貸出金の実行金額に対する加重平均金利

（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

Ⅱ. 店舗網の維持に関するモニタリング -1/6-

- 長野県内の店舗網の維持に関しては、お客さまの利便性に配慮し一定の店舗網を維持することとし、「閉鎖店舗と近隣の店舗との距離は10kmかつ車で15分圏内」を原則としております。また、統廃合が決定した場合には、統廃合店舗と近隣の店舗間の車での移動距離と時間を開示することとしております。
- 2026年1月の合併時点の店舗統廃合を含み、2025年度までに長野県内で実施した店舗統廃合は下表のとおりとなっております。なお、店舗の統廃合に当たっては全て金融庁より事前の確認を受けております。

<2023年度>

・旧八十二銀行（ブランチインブランチ（以下、「BinB」）による移転統合）

実施日	対象店舗	移転統合先		距離 ※1	時間 ※2
2023年5月15日	池田支店※3	旧八十二銀行	あづみ松川支店	2.5km	6分
2024年1月15日	明科支店		穂高支店	5.6km	12分
2024年1月29日	朝陽支店		東和田支店	2.6km	9分
2024年2月26日	高遠支店		伊那支店	8.0km	13分
2024年3月11日	更北支店		川中島支店	1.9km	6分

※1 当行独自調査による対象店舗と統合先の車での移動距離を記載しております（次頁以降同様）。

※2 当行独自調査による対象店舗と統合先の車での移動時間を記載しております（次頁以降同様）。

※3 旧八十二銀行池田支店は、本計画策定時は存続しておりましたが、2023年6月1日の経営統合前に移転統合したため金融庁の事前確認対象外となります。

Ⅱ. 店舗網の維持に関するモニタリング -2/6-

<2024年度>

・旧八十二銀行（BinBによる移転統合）

実施日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2024年4月8日	稲荷山支店	旧八十二銀行	屋代支店	2.1km	6分
2024年4月22日	寿支店		村井支店	2.6km	7分
2024年6月10日	惣社支店		松本駅前支店	3.2km	13分

・旧八十二銀行（共同店舗化による移転統合）

実施日	対象店舗	移転先		距離	時間
2024年5月27日	信州大学前支店	旧長野銀行	松本北支店	0.9km	3分

・旧長野銀行（BinBによる移転統合）

実施日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2024年6月24日	伊那東支店	旧長野銀行	伊那支店	1.2km	5分
2024年6月24日	須坂南支店		須坂支店	1.3km	5分
2024年7月22日	岡谷北支店		岡谷支店	2.3km	7分
2024年8月26日	松本東支店		大名町支店	1.6km	7分

Ⅱ. 店舗網の維持に関するモニタリング -3/6-

<2025年度：合併前>

・旧八十二銀行（BinBによる移転統合）

実施日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2025年7月22日	茅野駅前支店	旧八十二銀行	茅野支店	0.9km	3分

<2025年度：合併時>

・旧八十二銀行（BinBによる移転統合）

実施日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2026年1月1日	上郷支店	桜町支店（新設）※1		1.4km	4分
	西松本支店	松本渚営業部（新設）※2		1.2km	6分

・旧長野銀行（廃止による統合）

実施日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	飯田支店	桜町支店（新設）※1		—	—
	伊那支店	旧八十二銀行	伊那支店	1.6km	6分
	岩村田支店	旧八十二銀行	岩村田支店	0.4km	3分
	上田支店	旧八十二銀行	上田支店	0.2km	2分
	大町支店	旧八十二銀行	大町支店	1.2km	5分

※1 桜町支店は旧長野銀行飯田支店の廃止に合わせ、同支店の現店舗に新銀行の店舗として新設いたしました。

※2 松本渚営業部は旧長野銀行本店営業部の廃止に合わせ、同営業部の現店舗に新銀行の店舗として新設いたしました。

II. 店舗網の維持に関するモニタリング -4/6-

<2025年度（続き）>

・旧長野銀行（廃止による統合）

実施日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	岡谷支店	旧八十二銀行	岡谷支店	0.6km	2分
	上山田戸倉支店		上山田支店※	0.1km	1分
	川中島支店		川中島支店	3.1km	7分
	木曽支店		福島支店	0.9km	3分
	駒ヶ根支店		駒ヶ根支店	0.1km	1分
	小諸支店		小諸支店	0.4km	1分
	坂城支店		坂城支店	0.6km	2分
	佐久支店		野沢支店	1.5km	5分
	塩尻支店		塩尻支店	0.7km	3分
	篠ノ井支店		篠ノ井支店	0.5km	2分
	下諏訪支店		下諏訪支店	1.3km	4分
	須坂支店		須坂支店	0.6km	2分

※ 旧長野銀行上山田戸倉支店の廃止に合わせ、旧八十二銀行上山田支店を旧長野銀行上山田戸倉支店の現店舗へ移転いたしました。

Ⅱ. 店舗網の維持に関するモニタリング -5/6-

<2025年度（続き）>

・旧長野銀行（廃止による統合）

実施日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	諏訪支店	旧八十二銀行	諏訪支店	2.8km	7分
	芹田支店		長野南支店	1.3km	4分
	高宮支店		南松本支店	0.7km	4分
	丹波島支店		川中島支店	1.1km	2分
	大名町支店		松本駅前支店	0.7km	4分
	茅野支店		茅野支店	0.3km	1分
	豊科支店		豊科支店	0.2km	1分
	中野支店		中野支店	0.8km	3分
	長野営業部		長野支店※	—	—
	白馬支店		白馬支店	0.6km	2分
	波田支店		波田支店	2.7km	6分
	広丘支店		広丘支店	1.8km	4分

※ 旧長野銀行長野営業部の廃止に合わせ、旧八十二銀行長野支店を旧長野銀行長野営業部の現店舗へ移転いたしました。

II. 店舗網の維持に関するモニタリング -6/6-

<2025年度（続き）>

・旧長野銀行（廃止による統合）

実施日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	穂高支店	旧八十二銀行	穂高支店	0.4km	2分
	本店営業部	松本渚営業部（新設）※		—	—
	松本北支店	旧八十二銀行	信州大学前支店	—	—
	松本西支店	松本渚営業部（新設）※		2.2km	8分
	三郷支店	旧八十二銀行	三郷支店	0.4km	1分
	箕輪支店		箕輪支店	0.4km	1分
	三好町支店		三好町支店	0.4km	2分
	元町支店		松本駅前支店	2.6km	11分
	屋代支店		屋代支店	0.3km	1分
	柳町支店		昭和通営業部	0.9km	4分
	柳原支店		東和田支店	2.5km	7分
	芳川支店		村井支店	1.6km	6分
	若槻支店		浅川若槻支店	0.3km	1分

※ 松本渚営業部は旧長野銀行本店営業部の廃止に合わせ、同営業部の現店舗に新銀行の店舗として新設いたしました。

Ⅲ. 相談窓口に寄せられた相談等の内容

- 経営統合および取引条件に関する相談窓口を以下のとおり設置しております（※）。
- （※） 合併前は、旧八十二銀行、旧長野銀行それぞれに設置。
- 窓口寄せられた利用者意見の概要は以下のとおりです。
- ご意見・ご相談等は引き続き記載のお問合せ先へお寄せください。

受付時間：平日9:00～17:00
フリーダイヤル 0120-82-8682



相談窓口寄せられた利用者意見等の概要

- ① 合併前後の事務手続きについての意見・要望
- ② 合併後のサービス等についての意見・要望
- ③ その他、取引・手続等に関する要望

■ 金融庁相談窓口 金融サービス利用者相談室
受付時間：平日10:00～17:00
ナビダイヤル 0570-016811 IP電話等：03-5251-6811

IV. 実効性評価のための審議の実施状況

- 2025年10月～2026年3月のモニタリング結果について、八十二長野銀行はそれぞれ以下のとおり審議を実施しており、いずれの審議においても不当な不利益防止措置の実効性について問題ないとの評価を受けております。
- 各審議における意見・提言については今後の施策の検討にあたり、適切に反映してまいります。

八十二長野銀行：2025年度下期の審議内容

開催実績	意見・提言内容
①融資管理委員会：2026年4月15日開催 ②経営会議：2026年4月24日開催 ③取締役会（※）：2026年5月15日開催 （※）参加者14名 うち、社外取締役5名、社外監査役3名	・ 本件防止措置の重要性についての意識レベルを保つための施策を、継続的に実施すること。 ・ 大規模異動により、支店長・営業役付者交代等体制が大きく変わる店も想定されるので、それに備え、留意事項の発信等の施策を検討しておくこと。 ・ 新任支店長の店舗は集中的にモニタリングを実施すること。 ・ 短期プライムレート改定がある場合は、特殊な取扱について確りワーニングすること。 ・ 不当な不利益防止措置がなくても起こり得る事務事故については、防止策としてシステム化も検討すること。 ・ 旧長野銀行職員が、八十二長野銀行で採用した旧八十二銀行の仕組に慣れるようフォローしていくこと。